

那須塩原市農業委員会

第11回総会議事録

令和6年5月27日(月)

西那須野庁舎300会議室

1. 開催日時:令和6年5月27日(月)午後1時30分～ 午後2時45分

2. 場 所:西那須野庁舎300会議室

3. 出席委員:18名

会長	7	加藤 拓央	委員	12	木下 久雄
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	13	神藤 芳定
委員	1	石崎 清	〃	15	辻野 岩男
〃	2	秋元 誠	〃	16	菊地 瞳
〃	3	菊地 喜芳	〃	17	松本 忠太
〃	4	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	5	君島 良一	〃	19	菊地 寿行
〃	6	高瀬 和夫	〃	20	白井 通
〃	8	室井 孝美			
〃	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員:斎藤 栄委員、岡本 利江委員

5. 議事録署名人の指名:議席番号 3番 菊地喜芳委員、4番 槌江栄作委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 非農地判断願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 7) 議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主事 藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子	
農地係長	上野 純宏	

8. 傍聴人:なし

《会議内容》

	議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第11回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、斎藤栄委員、岡本利江委員です。 在任委員20名、出席委員18名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することで御異議はございませんか。
松本忠太委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号3番菊地喜芳委員と4番樋江栄作委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、松本 忠太委員の報告を求めます。 議長 議案第1号、番号1番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月22日、午後6時10分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、井口工業団地より東へ約400メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は老齢でかつ譲渡人に全部委託していましたが、一部残ってしまったため、購入してほしいと相談があり、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻11.33ヘクタール、夏秋ナス2ヘクタール、路地ネギ3.6ヘクタールを作付けしています。農機具はトラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台その他各種作業機械等を所有しています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けすることです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
	議長 報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
上野農地係長	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、斎藤栄委員が本日欠席のため、事務局に報告を求めます。 議長 議案第1号、番号2番について、斎藤栄委員に代わり報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月14日、午前11時頃、申請地で申請人から斎藤栄委員が行いました。 申請地は、金沢上集落センターより北西に300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲渡人は体が弱く、長年近隣農家に田畑を貸していたが、今後も本人が作付けする見込みはないことから、今回、隣家の譲受人に買ってもらうことになったとのことです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、トラクター、田植機を所有し、水稻2ヘクタール、植木40アールを作付けしています。 申請地の耕作予定は、植木を栽培する予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
辻野岩男委員	議長 報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

	申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、5月18日、午前8時50分頃、申請地で代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より北へ約800メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は植木業を営んでいて、那須町にある農地に1ヶ所にまとめて経営の効率化を図りたいという意向がありました。譲渡人は当地を求めて経営規模を拡大したいという意向で知人から当地を求めた意向です。 譲受人が所有する農地の利用状況は、蔬菜畑が約60アール所有しています。 申請地の耕作予定は、この農地を求めて水稻を作付けする予定です。この農地に付随して宅地と建物があって、それを購入してそこに住んで農業経営をするということです。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、随時必要な農機具を揃えていきたいということです。この手放す人がさくら市で、求める人が福島県にいて、畑が神奈川県にあるということで複雑なものなのですが、地元農業委員としては、遊休農地化することよりも誰かに農業経営をしてもらいたいと作付けしていただきたいという意向です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
松本忠太委員	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第2号 番号1番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立黒磯北中より北西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、申請地の西側に本店をおく機械部品の製造を主とする法人です。現在本社や隣接する駐車場を利用していますが、社員の数に対し、敷地が不足していること及び取引先の車両がスムーズに工場に入れないことが重なり、隣接の申請地を駐車場として利用したいと思い申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。 本件は既存施設の面積の2分の1を超えない範囲の転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場112台分を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、5月23日、午前11時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号1番について事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
金田廣衛委員	番号2番及び3番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第2号番号2番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ250メートルに位置しています。

議長
上野農地係長

議長

菊地瞳委員

申請に至った経緯は、申請人は高齢の親と同居していますが、既存の建物では手狭で、段差があるなど生活に支障があるため、今回の申請に至ったとのことです。
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
傾斜がないため、周辺農地への影響はありません。
現地調査は、5月22日、午前10時20分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議案第2号番号3番について報告します。
売買により建売分譲地として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、二つ室自治公民館より南へ600メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は県北を中心に建売住宅を販売する不動産業者です。申請地は幹線道路に面しており、生活上の利便性が良く、住宅需要が高い地域であることから今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に建売住宅16棟を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。
現地調査は、5月22日、午前10時35分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
番号3番について事務局から補足願います。
番号3番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
報告が終わりました。
まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号4番及び5番について、菊地瞳委員の報告を求めます。
議案第2号、番号4番について報告します。
使用貸借により、公共工事のための重機及び資材置場として、一時転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、二つ室自治公民館より北西へ約700メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は、道路改良工事の施工に伴う農地一時使用届を令和6年2月から5月までの期限で提出していましたが、工事日数が8月下旬まで延長される見込みとなったことから一時転用の申請です。
申請地の立地状況は、申請地は、農振農用地区域内の農用地です。
本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地を大田原土木事務所発注の道路工事のための重機及び資材置場として利用する内容となっています。
既存畦畔により、土砂及び雨水の流出を防止します。

議長

現地調査は、5月22日、午前10時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議案第2号、番号5番について報告します。
賃貸借により、公共工事のための資材置場として一時転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は栃木県立那須清峰高等学校より北西へ約300メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は、公共下水道工事を4月から9月まで行うことから、資材置き場と駐車場の確保が必要となるための一時転用申請です。
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地を市発注の公共下水道工事のための資材置場及び駐車場として利用する内容となっています。傾斜がないため、周辺農地への影響はありません。
現地調査は、5月22日、午前11時頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番及び7番について、一戸養子委員の報告を求めます。

一戸養子委員

議案第2号、番号6番について報告します。

売買により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原警察署より北西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は那須町湯本で一人暮らしをしていますが、高齢なこともあり、冬の生活が厳しい状況にあります。また建物が古くなり、建て替えを考えましたが、交通の便が良く病院やスーパーが近い申請地に自宅を新築したいと思い申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、污水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月23日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第2号、番号7番について報告します。

売買により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立厚崎中学校の北東に隣接しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、教員であり現在実家に暮らしております。将来の結婚に備えて自宅を構えたいとのことから申請に至りました。

申請地は譲受人の祖母が所有する土地です。

なお、申請地は平成14年に譲渡人の母から相続した土地ですが、平成25年に息子が経営する会社に資材置場として貸してしまっておりました。今回道路の造成工事をするために調査したところ農地法の申請が必要だったことを知りました。今後はこのようなことがないように注意いたします。とする始末書が添付されております。

議長	申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、污水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、5月23日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 まず、番号6番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 次に、番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
松本忠太委員	番号8番及び9番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第2号、番号8番について報告します。 贈与により道路として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立厚崎中学校より北東隣接地のところに位置しています。 申請に至った経緯は、平成14年、兄弟姉妹で相続により所有権移転をおこない、住宅を建築し、道路位置申請なく道路として4名の共有とすることとし、分筆登記のうえ本申請に至りました。 なお、申請地は平成14年に母から相続した土地ですが、相続より前から耕作用の進上路として利用しておりました。この度道路の造成工事をするために調査したところ農地法の申請が必要だったことを知りました。今後はこのようなことがないように注意いたします。とする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に農地や宅地への進上路として道路を造成する内容となっています。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、5月23日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第2号、番号9番について報告します。 賃貸借により資材置場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立厚崎中学校の北東に隣接しています。 申請に至った経緯は、申請人は、昭和45年に会社を設立、事業拡大に伴い、本社工場敷地だけでは資材置き場が不足のために今回の本申請に至りました。借り人と貸し人の関係は親子です。 なお、申請地は平成14年に母から相続した土地ですが、平成25年に息子が経営する会社に資材置場として貸してしまっておりましたが、今回の道路の造成工事をするために調査したところ農地法の申請が必要だったことを知りました。今後はこのようなことがないように注意いたします。とする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を製品運搬・保管のための台車置場として利用する内容となっています。 傾斜がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、5月23日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相

議長	当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	まず、番号8番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。
	次に、番号9番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。
神藤芳定委員	番号10番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
	議案第2号、番号10番について報告します。
	売買により資材置場として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、下井口自治公民館より南へ約50メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、申請人は、県北エリアで工事を請け負っており、現在の資材置き場が遠方で不便であったため、効率よく作業ができ交通のアクセスも良く、既存住宅を現場事務所として利用することとしましたが、敷地が狭いため資材や車両を置くため敷地拡張するために今回の申請に至りました。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地を資材置場及び車両置き場として利用する内容となっています。
	周囲に堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	現地調査は、5月22日、午前9時20分頃に行いました。
議長	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
	報告が終わりました。
	番号10番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。
槌江栄作委員	番号11番及び12番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
	議案第2号、番号11番について報告します。
	売買により一般住宅の敷地拡張として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、JR那須塩原駅より北へ約3キロメートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、譲渡人の所有する譲受人宅に隣接した土地の開発にあたり、譲受人の所有する土地の一部をその開発する土地の取り付け道路として利用したいという申し出があり、協議の結果、譲受人が協力するという形になりまして、その申請地に駐車場と物置を作るということで本申請に至りました。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
	本件は既存施設の面積の2分の1を超えない範囲の転用であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に物置と駐車場を造成する内容となっています。
	上下水道の利用はなく、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
	周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。
	現地調査は、5月23日、午前10時30分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
	議案第2号、番号12番について報告します。
	売買により建売分譲地として転用するための申請です。

議長
上野農地係長

議長

菊地寿行委員

議長

槌江栄作委員

申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より北へ約3キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲渡人は現在遠方で生活しており、離農しています。農業後継者もない状況で譲受人より宅地分譲の計画を受け、合意に至ったことから申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に建売住宅9棟を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、5月23日、午前10時30分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
番号12番について事務局から補足願います。
番号12番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。
報告が終わりました。
まず、番号11番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。
次に、番号12番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号12番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号13番について、菊地寿行委員の報告を求めます。
議案第2号、番号13番について報告します。
売買により太陽光発電施設として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、国道4号線烏ヶ森入口交差点より東へ100メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は譲渡人が相続により作付け管理をしていたが、周囲の環境により、昭和50年代から作付けせず、高齢であることから、外注で除草だけをしていました。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に太陽光パネル164枚を設置する内容となっています。
上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。
現地調査は、5月22日、午前10時10分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
報告が終わりました。
番号13番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。
番号14番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
議案第2号、番号14番について報告します。
賃貸借により店舗として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立日新中学校より西へ50メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、国道4号線に近く、消費者にとって来店しやすいことから、商業施設として最適と考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に小売店舗1棟駐車場51台分を設置する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透施設にて処理します。

周囲に排水設備を設置することにより、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、5月23日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号14番について事務局から補足願います。

上野農地係長 番号14番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号14番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号14番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)」を議題といたします。

菊地寿行委員 番号1番及び2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

議案第3号、番号1番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域の区分変更です。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、東赤田自治公民館より南東へ約400メートルに位置しています。

区分変更を必要とする理由は、当社は、農畜産物の生産加工販売貯蔵運搬の農作業の受委託を行っています。トラクター等の大型農機具を格納しておくため、場所が必要となり事務所の裏であり利便性が良いため今回の申請に至りました。

現地調査は、5月22日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、区分変更後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域の区分変更です。

申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より南へ約1.6キロメートルに位置しています。

区分変更を必要とする理由は、申請人は、養豚業を営んでおりますが、家畜伝染病が発生した際、埋却地として利用するために距離が近く有事の際には速やかに対応が可能であることから申請に至りました。

現地調査は、5月22日、午前10時40分頃に行いました。

調査の結果、区分変更後の転用は他法令と調整の上、許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

松本忠太委員	次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号1番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立黒磯北中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。 現地調査は、5月23日、午前11時頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 国土地理院の空中写真が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 番号2番及び3番について、神藤芳定委員の報告を求めます。
神藤芳定委員	議案第4号、番号2番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立三島小学校より東へ約150メートルに位置しています。 現地調査は、5月22日、午前9時10分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 建物の全部事項証明書が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	議案第4号、番号3番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、上赤田自治公民館より南へ約200メートルに位置しています。 現地調査は、5月22日、午前9時50分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 家屋評価証明が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。 番号4番について、槌江栄作委員の報告を求めます。
槌江栄作委員	議案第4号、番号4番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。

	願い出地は、那須塩原市立青木小学校より南へ約2.2キロメートルに位置しています。 現地調査は、5月23日、午前10時45分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、 家屋評価証明が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第 2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終 わります。
議長	報告が終わりました。 番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。 次に、議案第5号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号1番について、一戸養子委員の報告を求めます。
一戸養子委員	議案第5号、番号1番について報告します。 非農地判断の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は那須塩原市立鍋掛小学校より北西へ約400メートルに位置しています。 現地調査は、5月23日、午前9時20分頃に行いました。 願い出地の現況は、山林となっております。 現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復 元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定す る農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わ ります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に 対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第6号について、説明します。 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決 定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書13ページから16ページまでが「利用権設定関係」の案件で11件、合計面積は65, 778平方メートルとなります。この内16ページの4件、5,132平方メートルが中間管理事 業の対象となります。続いて17ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、4,89 3平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全て の案件で問題はないとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として 問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第7号「令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況 の公表について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	別冊1をご覧ください。 農業委員会等に関する法律(法第37条)の規定に基づき、農業委員会の最適化活動の実

	施状況の公表を行うため、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご説明いたします。 令和5年度の農業委員会の体制、農家、農地等の概要になります。 次のページをご覧ください。 1最適化活動の成果目標です。(1)農地の集積についてです。③の実績をご覧ください。今年度の新規集積面積は406.8ヘクタール、今年度末の集積面積は6,163.8ヘクタール、集積率は64.9パーセントです。目標に対する達成率は105.5パーセントでした。点検結果につきましては、目標に対し期待を上回る結果が得られました。農地の出し手、受け手を把握するため、関係機関と連携し、営農状況・営農意向の把握を推進する。としました。 次のページをご覧ください。 (2)遊休農地の発生防止・解消についてです。③の実績をご覧ください。 既存遊休農地の解消について、今年度の目標に対する達成状況は38.1パーセントでした。 ④のその他をご覧ください。農地の利用状況の調査結果です。 点検結果は、若干目標を下回る結果となりました。農家の高齢化や後継者不足等により、遊休農地が多くなる年があり、遊休農地解消緊急対策事業等を活用し、関係機関と連携して遊休農地解消を図る必要がある。としました。 次のページをご覧ください。 (3)新規参入の促進についてです。③の実績をご覧ください。 目標に対する達成状況は4.0パーセントです。 点検結果は、目標に対し下回る結果となり、目標は達成できませんでした。目標達成に向け、関連機関と連携し、新規参入者への貸付け等ができる農地の把握と、周知について検討する。としました。 次のページをご覧ください。 2最適化活動の活動目標です。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1人当たりの活動日数目標は月9日です。 (2)活動強化月間の設定について、目標どおり11月、12月、1月に3回実施しました。 (3)新規参入相談会への参加について、次ページをご覧ください。 目標どおり2回の新規参入相談会に参加しました。8月JAなすの本店で開催されました「第1回那須地域就農説明会」、11月JAビルで開催されました「トチノフェア」に参加しております。 次のページをご覧ください。 事務の実施状況についてです。1総会開催実績は13回でした。2農地法第3条に基づく許可件数は49件でございました。3農地転用に関する処理件数は106件でした。 以上説明を終わります。 よろしく御審議くださいますようお願いいたします。 説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 追加資料別冊2をご覧ください。 県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が1件で他法令と同日許可としております。以上です。 報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 別冊3をご覧ください。 報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について」をご説明いたします。
議長	
上野農地係長	
議長	
織田局長補佐	

議長

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、4月の届出の状況につきましてご報告するものです。

4月は相続を原因とした権利移動の届出を12件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

説明が終わりました。

このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重に御審議いただきありがとうございました。

これをもって、那須塩原市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

3番

議席番号

4番
